



100年分のありがとう



うるおいある未来のために。

# News Release

2025年6月30日

## 貸金庫規定の改定について

当行は、他行において発生した貸金庫窃取事案ならびに金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫取引規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまについても適用対象となります。

当行は、今後もお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化やサービスの改善に引き続き努めてまいります。

### 記

#### 1. 改定の対象となる規定

貸金庫取引規定

#### 2. 改定内容

(1) 主な改定内容（※規定改定の詳細は、別紙新旧対照表のとおり）

①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

①日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは[日本銀行HP](#)をご確認ください。

#### 3. 改定日

2025年10月1日（水）

#### 4. ご留意点

(1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

(2) なお、2. (1) ②に記載の書面につきましては、7月より順次、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきますので、お手元に届き次第、ご申告願います。

以上

《本件に関するお問い合わせ》

肥後銀行 業務統括部

担当：有江

電話：096-326-8627

うるおいある未来のために。

**肥後銀行**

## 貸金庫規定 新旧対照表

変更後	変更前
<p><b>第1条. (格納品の範囲)</b>            1～2 (略)  <u>3 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u>  <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u>  <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><b>第2条. (利用目的の確認)</b>  <u>1 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u>  <u>2 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><b>第3条. (契約期間等) (略)</b></p> <p><b>第4条. (使用料) (略)</b></p> <p><b>第5条. (鍵の保管) (略)</b></p> <p><b>第6条. (貸金庫の開閉等) (略)</b></p> <p><b>第7条. (届出事項の変更等) (略)</b></p> <p><b>第8条. (印章、鍵、利用カード、I Cキャッシュカードの喪失時等の取扱) (略)</b></p> <p><b>第9条. (印鑑照合等) (略)</b></p>	<p><b>第1条. (格納品の範囲)</b>            1～2 (略)  <u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><b>第2条. (契約期間等) (略)</b></p> <p><b>第3条. (使用料) (略)</b></p> <p><b>第4条. (鍵の保管) (略)</b></p> <p><b>第5条. (貸金庫の開閉等) (略)</b></p> <p><b>第6条. (届出事項の変更等) (略)</b></p> <p><b>第7条. (印章、鍵、利用カード、I Cキャッシュカードの喪失時等の取扱) (略)</b></p> <p><b>第8条. (印鑑照合等) (略)</b></p>

**第10条.** (カード・暗証番号の管理等[カード式電動貸金庫ご利用の場合])

**第11条.** (損害の負担等) (略)

**第12条.** (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

**第13条.** (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

**第9条.** (カード・暗証番号の管理等[カード式電動貸金庫ご利用の場合])

**第10条.** (損害の負担等) (略)

(新規追加)

**第12条.** (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

(新規追加)

⑨マナー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マナー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。(削除)

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明渡しりが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものと

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(新規追加)

(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当しま

します。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

**(6)** 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

**第14条.** (貸金庫の修繕、移転等) (略)

**第15条.** (緊急措置) (略)

**第16条.** (譲渡、転貸等の禁止) (略)

**第17条.** (保証人)

**第18条.** (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

す。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日

**(4)** **第1項または第2項**の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。な

お、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

**(5)** 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

**第13条.** (貸金庫の修繕、移転等) (略)

**第14条.** (緊急措置) (略)

**第15条.** (譲渡、転貸等の禁止) (略)

**第16条.** (保証人) (略)

(新規追加)

以上